

生活機能向上連携加算 算定確認表

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	
<p>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とし</p> <p>(1) た半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。</p>	適 <input type="checkbox"/>
<p>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練</p> <p>(2) 練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している。</p>	適 <input type="checkbox"/>
<p>(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。</p> <p>(3)</p>	適 <input type="checkbox"/>

生活機能向上連携加算（Ⅱ）	
<p>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とし</p> <p>(1) た半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている。</p>	適 <input type="checkbox"/>
<p>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練</p> <p>(2) 練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している。</p>	適 <input type="checkbox"/>
<p>(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている。</p> <p>(3)</p>	適 <input type="checkbox"/>

*算定する区分の要件を確認し、適合している場合には□にチェックを入れて下さい。